

令和元年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和元年5月13日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第21号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第22号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第23号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第24号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第17号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第18号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第19号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第20号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
-

○出席議員（10名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-------|-----|----|-----|-------|
| 議 長 | 10番 | 佐 藤 | 晶 君 | 副議長 | 9番 | 小 野 | 哲 也 君 |
| | 1番 | 加 藤 | 勉 君 | | 2番 | 田 中 | 良 君 |
| | 3番 | 高 島 | 讓 二 君 | | 4番 | 井 上 | 章 二 君 |
| | 5番 | 坂 本 | 志 郎 君 | | 6番 | 松 原 | 臣 君 |
| | 7番 | 村 山 | 修 一 君 | | 8番 | 鹿 又 | 政 義 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------|-----|-----|---------|-----|-------|
| 町 長 | 湊 屋 | 稔 君 | 副 町 長 | 鈴 木 | 日出男 君 |
| 教 育 長 | 山 崎 | 守 君 | 監 査 委 員 | 松 田 | 眞佐都 君 |

| | | | |
|----------|-----------|--------|-----------|
| 企画振興課長 | 川 端 達 也 君 | 総務課長 | 対 馬 憲 仁 君 |
| 税務財政課長 | 鹿 又 明 仁 君 | 納税担当課長 | 中 田 靖 君 |
| 環境生活課長 | 大 沼 良 司 君 | 保健福祉課長 | 太 田 洋 二 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 洲 崎 久 代 君 | 産業創生課長 | 八 幡 雅 人 君 |
| 産業創生課長補佐 | 野 田 泰 寿 君 | 建設水道課長 | 佐 野 健 二 君 |
| 学務課長 | 平 田 充 君 | 学務課長補佐 | 福 田 一 輝 君 |
| 会計管理者 | 仙 福 聖 一 君 | | |

○職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 松 田 伸 哉 君 | 議会事務局次長 | 長 岡 紀 文 君 |
|--------|-----------|---------|-----------|

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

- 議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、令和元年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 晶君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番井上章二君を指名します。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 晶君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日1日といたしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤 晶君） 日程第3、諸般の報告を行います。
羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果についての報告がありました。資料は、議長の手元に保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。
-

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第3回の臨時会を開催いたしましたところ、議員皆様御出席をいただきましたことをまずもってお礼申し上げたいというふうに思っております。

行政報告、1件を報告させていただきます。

主要道道知床公園羅臼線羅臼橋架けかえ事業についてであります。

先般、釧路総合振興局釧路建設管理部より、主要道道知床公園羅臼線にかかる羅臼橋の架けかえ事業計画について説明がございました。

羅臼橋は交通量が多く、国道と羅臼町市街地区並びに相泊方面を結ぶ重要な橋梁ですが、道路幅員が狭く、大型車同士のすれ違いが困難な状態となっており、橋梁本体も老朽化していることから、架けかえが必要となったこととあります。

概要といたしましては、現在の橋梁を撤去し、同位置に新しい橋梁を建設し、工事期間中においては迂回路を設定する計画であるとのこととありました。

詳細な橋梁の規格や計画年次などについては示されておりませんが、今年度、迂回路設定のための調査を行う予定で、沿線周辺の住民に対して迂回路について説明を行いたいとのこととありました。

町といたしましても、本事業について協力をしてまいりますので、町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 議案第21号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第21号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

鹿又政義君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 18ページをお開き願います。

議案第21号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、鹿又政義氏。

住所、目梨郡羅臼町海岸町311番地の4。

生年月日、昭和25年6月11日生まれ、69歳でございます。

任期につきましては、令和元年5月13日から令和5年4月30日まででございます。

鹿又氏におかれましては、平成15年から、また、平成27年からと、通算8年間にわたり、羅臼町監査委員を務められておりまして、十分な経験と識見をお持ちでございますので、議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第21号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

鹿又政義君、入場、着席願います。

◎日程第 6 議案第22号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第22号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 19ページでございます。

議案第22号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、横岩信子氏。

目梨郡羅臼町船見町105番地の6にお住まいでございます。

生年月日、昭和23年3月4日、現在71歳でございます。

任期につきましては、令和元年6月22日から令和4年6月21日まででございます。

横岩氏につきましては、これまでも平成25年より羅臼町固定資産評価審査委員を務め

られておりまして、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第22号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第 7 議案第23号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第23号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第23号でございます。羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、嶋勝彦氏。

目梨郡羅臼町本町35番地にお住まいでございます。

生年月日は、昭和26年10月27日、現在67歳でございます。

任期につきましては、令和元年6月22日から令和4年6月21日まででございます。

嶋氏におかれましても、平成28年より同委員を務められており、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第23号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第 8 議案第24号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をを求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第24号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 21ページでございます。

議案第24号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、白濱修治氏。

目梨郡羅臼町麻布町37番地の1にお住まいでございます。

生年月日は、昭和28年1月13日、現在66歳でございます。

任期につきましては、令和元年6月22日から令和4年6月21日まででございます。

白濱氏につきましても、これまで平成28年より羅臼町固定資産評価審査委員を務められておりまして、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第24号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき

同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第17号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第17号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第17号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、また、この後、議案第18号から議案第20号につきましては、それぞれ副町長及び担当課長より説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第17号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,029万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

17款繰入金1項基金繰入金7,600万円を追加し、3億5,200万9,000円。

歳出の事業費に文教施設整備基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計7,600万円を追加し、44億3,029万6,000円とするものでございます。

歳出でございます。

8款教育費7,600万円を追加し、4億1,926万円。

5項社会教育費7,600万円を追加し、1億4,385万5,000円。

内容につきましては、羅臼町公民館の解体工事費でございまして、6月から12月の工期を予定しているものでございます。

なお、公民館解体後の芸術文化活動の推進をさらに図るために、施設の方向性につきましては、各方面の御意見を聴取しながら結論を出していくこととしておりますので、御理解を賜りますようによろしくようお願いを申し上げます。

歳出合計7,600万円を追加し、44億3,029万6,000円とするものでございます。

なお、別冊にて事項別明細書を添付させていただいております。御参照賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第17号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第18号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の4ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年3月29日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）に伴います改正でございます。

平成31年度の地方税制改正におきましては、本年10月予定の消費税率の引き上げに際し、住宅及び車体課税に対する税制上の支援策とともに、地方公共団体の寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度におけます指定制度の措置などが講じられたところでございます。

これらに基づきまして、それぞれ関連する項目につきまして、条項の改正及び条文の整

理を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の5ページから13ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては、お手元に別冊として配付してございます参考資料1ページから7ページ、資料1-1によります羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係につきまして御説明いたしますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

まず、参考資料の1ページをお願いいたします。

本改正条例につきましては、5条立てとなっております。

主な改正内容に沿って御説明いたします。

まず、1の第1条関係に係る改正内容でございます。

1番は、寄附金税額控除でございます。

ふるさと納税制度の健全な発展に向けまして、一定のルールの中で、地方公共団体が過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方公共団体に対しましては、ふるさと納税の特例控除を対象外にすることができるよう規定するものでございまして、令和元年6月1日から施行するものでございます。

2番は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。

一つ目として、住宅借入金等特別税額控除に係る控除期間の拡充でございまして、消費税率10%が適用され、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間の住宅取得につきまして、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年間延長するものでございます。

なお、延長しました11年目以降の3年間につきましては、消費税率の2%引き上げ分に対しまして、建物購入価格の3分の2%もしくは住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額を対象に税額控除するものでございます。

二つ目は、住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止でございます。

納税通知書の送達ができるまでに提出されました申告書の住宅借入金等特別税額控除に関する記載要件を不要とすることに伴いまして、第2項の規定を削除するものでございまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

3番、4番につきましては、1番で御説明申し上げました寄附金の税額控除の見直しに伴います適用条文の整備でございまして、令和元年6月1日から施行するものでございます。

5番は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございまして、いわゆるわがまち特例でございます。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく車両に係ります固定資産税等の課税標準の特例措置の追加に伴います適用条文の整理でございます。

6番は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべ

き申告でございます。

固定資産税の減額に関する特例を受ける新築住宅等の範囲の改正に伴います適用条文の整理でございます。

5番、6番の改正規定につきましては、いずれも平成31年4月1日から施行するものでございます。

7番は、軽自動車の税率の特例でございます。

軽自動車のグリーン化特例につきまして、3段階で改正するものでございます。

自家用乗用車に係りますグリーン化特例の適用対象を見直しし、最終的に令和3年4月1日からは電気自動車等に限定するものでございます。

第1条改正では、現行制度でございまして、14年を経過した車両に適用されます重課を平成31年度に限ったものとするため、平成29年度分の経過措置でございます第2項から第4項までの規定を削除するものでございます。

これに伴いまして、8番の軽自動車の賦課徴収の特例につきまして、適用条文の整理をするものでございまして、いずれも平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2条改正では、消費税率の引き上げに伴います重課規定の整備のほか、令和2年度分及び令和3年度分に係ります経過規定を第2項から第4項として加えるものでございます。

これに伴いまして、8番の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例としまして新たに規定するものでございまして、いずれも令和元年10月1日から施行するものでございます。

第3条改正では、令和4年度分及び令和5年度分の経過対象を電気自動車等に限る規定を加えるものでございます。

これに伴いまして、8番の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきまして、適用条文の整理を行うものでございまして、いずれも令和3年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、2の2条関係に係る改正内容でございます。

1番の町民税の申告、2番の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び3番の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正につきましては、子どもの貧困に対応するため、現に婚姻をしていない者が児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下でありますひとり親、いわゆる単身児童扶養者に対しまして、個人住民税を非課税とする措置に伴いまして、町民税申告書の簡素化及び給与年金扶養親族申告書におけます単身児童扶養者の記載につきまして、その規定を加えるものでございます。

これに伴いまして、4番の町民税に係る不申告に関する過料の適用条文の整理を行うものでございまして、いずれも令和2年1月1日から施行するものでございます。

次に、5番は軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。

消費税率の引き上げに伴いまして、車体課税に対する支援策といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得いたしました自家用軽自動車に係ります環境性能割の税率を臨時的に1%軽減とする特例措置を講じまして、現行の1%適用車につきましては非課税とするものでございまして、令和元年10月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

6番は、軽自動車の環境性能割の賦課の特例でございます。

前段、5番の新設に伴います条ずれのほか、環境性能割の適用に当たっての判断基準及び偽り等の対応につきまして、新たに第2項から第4項の規定を加えるものでございまして、令和元年10月1日から施行するものでございます。

7番は、軽自動車の環境性能割の税率の特例でございます。

前段、5番の改正と同様に、消費税率の引き上げに伴いまして、車体課税に対する支援策といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得いたしました自家用軽自動車に係る環境性能割の税率を臨時的に1%軽減する特例措置を講じるものでございまして、現行2%適用車を1%とする規定を新たに加えるものでございます。本規定につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

次の第3条関係に係る改正内容でございます。

1番の個人の町民税の非課税の範囲でございます。

子どもの貧困に対応するため、単身児童扶養者に対しまして、個人住民税を非課税とする措置を加えるものでございまして、令和3年1月1日から施行するものでございます。

次に、4の第4条関係に係る改正内容でございます。

1番は、軽自動車税の税率の特例でございます。

平成28年度税制改正におきまして新設されました軽自動車税の環境性能割の税率の特例の整備でございまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、5の第5条関係に係る改正内容でございます。

1番は、平成30年改正条例第1条で規定いたしました法人の町民税の申告納付でございます。

平成30年度の税制改正によります大規模法人に対します申告書の義務化に伴います電子情報処理組織によります提出方法及び電気通信回線の故障、さらには災害等によりまして電子情報処理組織を使用することが困難な場合の宥恕措置につきまして、新たに第13項から第16項の規定を加えまして、第17項として宥恕措置に係ります適用除外規定を整備するものでございまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次の2番、3番につきましては、平成30年改正条例附則第1条及び第2条の改正でございまして、前段、1番の改正に伴います条文の整備でございまして、いずれも平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

ただし書きといたしまして、各条項の改正ごとの施行年月日につきましては、第1号から第5号に規定するものでございます。

附則第2条から、7ページの第4条までは、町民税に関します経過措置でございまして、附則第5条は固定資産税に関する経過措置、附則第6条から第8条は軽自動車税に関する経過措置でございます。

続きまして、次の8ページから33ページまでの資料1-2、羅臼町町税条例の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第19号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第19号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第19号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

15ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、昨年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正の

大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正をすることとされたことに伴う措置を講ずるため、平成31年1月25日付、国民健康保険施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正でございます。

改正条文です。

第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を公布の日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

第2項で、適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によると定めております。

以上でございますが、参考資料34ページ、資料2-1に本条例の概要、続きます35から36ページの資料2-2に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る5月9日開催の令和元年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第19号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第20号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第20号羅臼町介護保険条例の一部を改正する

条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第20号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページをお願いします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、本年10月に予定されている消費税の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に関する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、常任委員会で詳しく御説明させていただいたとおり、令和元年度の第1号被保険者に係る介護保険料で、第1段階から第3段階までの低所得者層に対し、減額措置を行うものでございます。

また、あわせて、元号改正に伴う修正を行うものでございます。

改正条文につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料の40ページ、資料3-2をお開きください。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

第2条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「2万8,600円」を「2万3,800円」に改め、同条に次の2項を加える。

第3項、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。

この場合において、前項中「2万3,800円」とあるのは「3万9,700円」と読みかえるものとする。

第4項、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。

この場合において、第2項中「2万3,800円」とあるのは「4万6,100円」と読みかえるものとする。

附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第2項、経過措置、改正後の羅臼町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料の39ページ、資料3-1に条例説明資料の所得段階別保険料の比較表を記載しております。

39ページをお願いします。

ただいま説明しましたとおり、最終的には令和2年度に記載されている減額分となりますが、財源を消費税に求めていることから、本年度につきましては2分の1ということになるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第20号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員